

公立大学法人山梨県立大学個人情報の保護及び管理に関する規則

(令和6年3月25日制定 法人第4207-1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人山梨県立大学個人情報の保護及び管理に関する規程第1条第1項第2号の規定に基づき、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号。以下「条例」という）の規定が適用されない事項について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、この規則で定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という）及び条例で使用する用語の例による。

(様式)

第3条 次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 1 条例第3条第1項の個人情報ファイル簿 個人情報ファイル簿（様式第1号）
- 2 法第77条第1項の規定による請求 保有個人情報開示請求書（様式第2号）
- 3 法第82条第1項の規定による通知 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）
- 4 法第82条第1項の規定による通知 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）
- 5 法第82条第2項の規定による通知 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第5号）
- 6 条例第5条第2項の規定による通知 保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）
- 7 条例第6条の規定による通知 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）
- 8 法第85条第1項の規定による移送（移送先あて） 保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）
- 9 法第85条第1項の規定による通知（開示請求者宛て） 保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）
- 10 法第86条第1項の規定による照会 保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第10号）
- 11 法第86条第2項の規定による照会 保有個人情報の開示請求に係る意見照会書（様式第11号）
- 12 法第86条第3項の規定による通知 反対意見書に係る個人情報の開示決定通知書（様式第12号）

- 1 3 法第 8 7 条第 3 項の規定による申し出 保有個人情報の開示実施方法等申出書（様式第 1 3 号）
- 1 4 法第 9 1 条第 1 項の規定による請求 保有個人情報訂正請求書（様式第 1 4 号）
- 1 5 法第 9 3 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報訂正決定通知書（様式第 1 5 号）
- 1 6 法第 9 3 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報不訂正決定通知書（様式第 1 6 号）
- 1 7 法第 9 4 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 1 7 号）
- 1 8 法第 9 5 条の規定による通知 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 1 8 号）
- 1 9 法第 9 6 条第 1 項の規定による移送（移送先宛て） 保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第 1 9 号）
- 2 0 法第 9 6 条第 1 項の規定による通知（訂正請求者宛て） 保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第 2 0 号）
- 2 1 法第 9 7 条の規定による通知 保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第 2 1 号）
- 2 2 法第 9 9 条第 1 項の規定による請求 保有個人情報利用停止請求書（様式第 2 2 号）
- 2 3 法第 1 0 1 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 2 3 号）
- 2 4 法第 1 0 1 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第 2 4 号）
- 2 5 法第 1 0 2 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第 2 5 号）
- 2 6 法第 1 0 3 条の規定による通知 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 2 6 号）
- 2 7 法第 1 0 5 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第 2 7 号）

（開示の実施）

- 第 4 条 法第 8 7 条第 1 項の規定による保有個人情報の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 理事長は、法第 8 7 条第 1 項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、視聴又は聴取をする者が当該閲覧、視聴又は聴取に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧行為、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。
- 3 法第 8 7 条第 1 項の規定による写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第5条 法第87条第1項の理事長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 1 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの閲覧、視聴又は聴取の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取若しくはそれを複写した物の交付
- 2 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取又はそれを複写した物の交付

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第7項の規定により開示請求をする者は、保有個人情報開示手数料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 理事長が法第82条第2項の決定をした場合
- (2) 開示請求をする者が閲覧の方法により開示を受ける場合
- 2 保有個人情報開示手数料の額は、別表1のとおり文書の種別及び開示の実施の方法に応じ、それぞれ定める額とする。
- 3 理事長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有個人情報開示手数料を減額し、又は免除することができる。

(写しの送付に要する費用の負担)

第7条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報が記録されている文書の写しの送付を求める場合にあっては、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 理事長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(保有個人情報開示手数料の納付の方法等)

第8条 保有個人情報開示手数料の納付の方法は、次に掲げる方法のうちから開示請求ごとに理事長が指定する方法とする。

- (1) 理事長が指定した場所において現金で納付する方法
- (2) 理事長が指定した場所に現金を郵便物として差し出す方法
- 2 保有個人情報開示手数料の納付の時期は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める時期とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる方法 理事長が指定した場所において保有個人情報の開示を受けようとするとき

(2) 前項第2号に掲げる方法 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報全部又は一部を開示する旨の通知(次条第1項において「開示通知」という。)に記載された開示の時期

- 3 保有個人情報開示手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第77条第1項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、開示請求に係る保有個人情報に係る本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法等)

第9条 写しの送付に要する費用の納付の方法は、次に掲げる方法とし、写しの送付に要する費用の納付の時期は、開示通知に記載された開示の時期とする。

(1) 理事長が指定した場所に現金を郵便物として差し出す方法

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、写しの送付に要する費用の減額又は免除について準用する。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第11条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料をあらかじめ納付しなければならない。

(1) 法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を山梨県立大学と締結しようとする者 行政機関等匿名加工情報作成手数料

(2) 法第118条第2項において準用する法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を山梨県立大学と締結しようとする者 作成された行政機関等匿名加工情報利用手数料

- 2 前項の手数料の額は、別表2に掲げる手数料の名称に応じ、同表に定める額とする。
- 3 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(行政機関等匿名加工情報作成手数料等の納付の方法)

第12条 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付の方法は、口座振替の方法により納付するものとする。

(簡易な手続きによる保有個人情報の提供)

第13条 本人から保有個人情報の提供を求める旨の申出を受けた場合に直ちに提供するこ

とができる保有個人情報を定めることができる。

- 2 前項の規定により保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を速やかに、当法人ホームページで公表するものとする。
- 3 本人は、第1項の規定により定められた保有個人情報について、理事長に対し、当該申出に係る保有個人情報の本人であること示す書類を提示し、かつ、本人の氏名及び申出の年月日を記載した書面を提出して提供を求める旨の申出をすることができる。
- 4 理事長は、前項の規定により保有個人情報の提供を求める申出があった場合において、当該申出をした本人が当該保有個人情報の本人であることを確認したときは、直ちに当該保有個人情報を閲覧させるものとする。
- 5 前各項の規定は、法第76条の規定により保有個人情報の開示を請求することを妨げるものと解してはならない。

(総括個人情報保護管理者)

第14条 本法人に、個人情報の適正な管理を行うため、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置く。

- 2 総括保護管理者は、副理事長を持って充てる。
- 3 総括保護管理者は、本法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護管理者)

第15条 各部局等に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

- 2 保護管理者は、各部局長の長をもって充てる。
- 3 保護管理者は、各部局等における個人情報の管理に関する事務を行う。

(個人情報保護担当者)

第16条 各部局等に個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

- 2 保護担当者は、各部局等の教職員のうちから保護管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐する。

(監査責任者)

第17条 本法人に、個人情報の管理状況を監査させるため、監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、総括保護管理者が指名する者をもって充てる。

(委員会)

第18条 総括管理責任者は、必要と認めるときは、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

(研修)

第 19 条 総括保護管理者は、保護管理者、保護担当者その他個人情報の取扱に従事する教職員に対し、個人情報の適切な管理のための研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 3 月 2 5 日から施行する。

別表1

文書の種別	開示の実施の方法	金額
1 文書又は図面	イ 用紙に複写したものの交付	A3判以下の大きさの用紙1枚につき 10円（カラーで複写したものについては、40円）
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格x0606及びx6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る）に複写したものの交付	1枚につき70円
	ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格x6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る）に複写したものの交付	1枚につき110円
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの交付	A3判以下の大きさの用紙1枚につき 10円（カラーで出力したものについては、40円）
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格x0606及びx6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る）に複写したものの交付	1枚につき70円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格x6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る）に複写したものの交付	1枚につき110円

備考 1の項イ又は2の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定し、A3判を超える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

別表 2

手数料の名称	金額
1 行政機関等匿名加工 情報作成手数料	2 1, 0 0 0 円に次に掲げる額の合計額を加算した額 イ 匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 3, 9 5 0 円 ロ 匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う 額（当該委託をする場合に限る）
2 作成された行政機関等匿名 加工情報利用手数料	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる者以外の者 法第 1 1 5 条の規定により 当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が 法第 1 1 9 条第 3 項の規定により納付しなければならない 手数料の額と同一の額 ロ 法第 1 1 5 条（法第 1 1 8 条第 2 項において準用す る場合を含む。）の規定により当該匿名加工情報の利 用に関する契約を締結した者 1 2, 6 0 0 円

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
県の機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（所属名）の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
本人の数千人未満の個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨		
※以下該当の場合のみ記載		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

(郵便番号)

開示請求者 住所又は居所

氏名

(連絡先)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報（具体的に 特定してください）	
求める開示の実施方法等	1 事務所における開示の実施を希望する <実施の方法>①閲覧 ②写しの交付 ③その他（ ） <実施希望日> 2 写しの送付を希望する
開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
請求者本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください）	1 本人の状況 （１）未成年者（ 年 月 日生） （２）成年後見人 （３）任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の連絡先（電話番号 ）

法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください	請求資格確認書類 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください	請求資格確認書類 1 委任状 2 その他（ ）
※担当課（室）	

第 年 月 号
日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		
開 示 す る 保 有 個 人 情 報 の 利 用 目 的		
求 め る 開 示 の 実 施 の 方 法	1 できる 2 できない	
求 め る こ と の で き る 開 示 の 実 施 の 方 法		
開 示 実 施 費 用 の 額		
開 示 を 実 施 す る こ と の で き る 日 時 及 び 場 所	日 時	
	場 所	
担 当 課 （ 室 ）	電 話 番 号 （ ） ー 内 線	
備 考		

- 注
- 1 申出をする際には、上記の開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択してください。
 - 2 「開示実施費用の額」とは、写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。
 - 3 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）を提示してください。また、代理人（開示請求者である場合に限る。）が保有個人情報の開示を受ける際には、2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類（法定代理人にあっては戸籍謄本、登記事項証明書等、本人の委任による代理人にあっては本人が記名押印した委任状及び当該押印に係る印鑑証明書）を提示してください。

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		
開示する保有個人情報の 利 用 目 的		
求める開示の実施の方法	1 できる 2 できない	
求めることのできる 開 示 の 実 施 の 方 法		
開 示 実 施 費 用 の 額		
開 示 を 実 施 す る 日 時 及 び 場 所	日時	
	場所	
開 示 し な い 部 分		
開 示 し な い 理 由		
上記の理由がなくなる期日		
担 当 課 (室)	電話番号 () — 内線	
備 考		

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告として、訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

注

1 申出をする際には、上記の開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択してください。

2 「開示実施費用の額」とは、写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。

3 「上記の理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示できる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

4 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）を提示してください。また、代理人（開示請求者である場合に限る。）が保有個人情報の開示を受ける際には、2 の書類に加え、代理人の資格を証明する書類（法定代理人にあっては戸籍謄本、登記事項証明書等、本人の委任による代理人にあっては本人が記名押印した委任状及び当該押印に係る印鑑証明書）を提示してください。

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示をしないことを決定したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 し な い 理 由	
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 所 属	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

教示
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告として（訴訟において山代表者は公立大学法人山梨県立大学理事長となります。）、訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

注
「上記の理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示できる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

第 年 月 日 号

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 5 0 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
延長前の決定機関	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課（室）	（電話番号 内線 ）
備考	

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 5 0 号）第 6 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定機関	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期限延長後の決定期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条を適用する理由	
担当課（室）	(電話番号内線)
備考	

第 年 月 号 日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 1 未成年（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所
添付資料等	
備考	

注 開示請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等： 部局課室名等： 所在地： 電話番号：（ ） — 内線（ ）
移送先の事務担当部局等	電話番号（ ） — 内線
備 考	

注
この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

様

公立大学法人山梨県立大学理事長

印

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書等の提出先 （事務担当部局等）	所在地：（〒 ） 名称： 電話番号：（ ） ー 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

(別紙)

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

住所（居所）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

連 絡 先

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、
次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体）に関する情報の内容	
意 見	1 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 2 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （１）支障（不利益）がある部分 （２）支障（不利益）の具体的な理由

注

- 「意見」欄は、「１」又は「２」のいずれか該当する番号を○印で囲んでください。
- 「２」を○印で囲んだ場合には、「（１）支障がある部分」欄及び「（２）支障がある理由」欄も記載してください。
- この意見書に記載される意見書提出者の個人情報、記載内容の確認の連絡や決定通知書の送付等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄（この欄には記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日	担当課（室）	
	備 考			

様

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報の開示請求に係る意見照会書

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	・適用区分 1 第 1 号 2 第 2 号 ・適用理由
意見書等の提出先（事務担当部局等）	所在地：（〒 ） 名称： 電話番号：（ ） － 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

(別紙)

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

住所（居所）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

連 絡 先

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、
次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれている私（当団体）に関する情報の内容	
意 見	1 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 2 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （１）支障（不利益）がある部分 （２）支障（不利益）の具体的な理由

注

- 「意見」欄は、「１」又は「２」のいずれか該当する番号を○印で囲んでください。
- 「２」を○印で囲んだ場合には、「（１）支障がある部分」欄及び「（２）支障がある理由」欄も記載してください。
- この意見書に記載される意見書提出者の個人情報、記載内容の確認の連絡や決定通知書の送付等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

※処理欄（この欄には記入しないでください。）	受付年月日	年 月 日	担当課（室）	
	備 考			

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けであなた（貴団体）から「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した保有個人情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示決定した理由	
開示決定した日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

注
この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告（代表者は「公立大学法人山梨県立大学理事長」として、訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

郵便番号
(請求者) 住所又は居所
フリガナ
氏 名
電話番号 () ー

保有個人情報の開示実施方法等申出書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 7 条第 3 項のの規定により、申し出ます。

保有個人情報（部分）開示 決定通知書の文書番号及 び日付	文書番号	
	日 付	年 月 日
求める開示の実施方法等	1 閲覧	1 全部 2 一部 ()
	2 視聴取	1 全部 2 一部 ()
	3 写しの交付 (4 郵送希望)	1 全部 2 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
備考		

- 注
- ・該当する番号を丸で囲んでください。
 - ・保有個人情報の一部のみの開示を求める場合は又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、一部の番号を丸で囲み、その内容を記載してください。
 - ・この申出は、正当な理由がある場合を除き、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項に規程する通知があった日から 3 0 日以内に行う必要があります。

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

(郵便番号)
開示請求者 住所又は居所

氏名

(連絡先)

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
請求者本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等（法定代理人 又は任意代理人が請求する 場合のみ記載してくださ い）	1 本人の状況 (1) 未成年者（ 年 月 日生） (2) 成年後見人 (3) 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の連絡先（電話番号 ）

法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください	請求資格確認書類 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください	請求資格確認書類 1 委任状 2 その他（ ）
※担当課（室）	

第 年 月 号
日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課（室）	電話番号（ ） — 内線
備 考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告として（訴訟において山代表者は公立大学法人山梨県立大学理事長となります。）、訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

第 年 月 日 号

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正しないこととした 理由	
担当課（室）	電話番号（ ） — 内線
備 考	

教示
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告として（訴訟において山代表者は公立大学法人山梨県立大学理事長となります。）、訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

第 年 月 号
日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 4 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課（室）	（電話番号 内線 ）
備考	

第 年 月 日 号

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第 9 5 条を適用する理由	
担当課（室）	（電話番号 内線 ）
備考	

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 96 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 1 未成年（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所
添付資料等	
備考	

注 訂正請求書の写し、移送までの経緯の概要等参考になる資料を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等： 部局課室名等： 所在地： 電話番号：（ ） — 内線（ ）
移送先の事務担当部局等	電話番号（ ） — 内線
備考	

注
この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の実施機関）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法 9 7 条の規定により通知します。

提供した保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定する内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
担当課（室）	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

(郵便番号)
利用停止請求者 住所又は居所

氏名

(連絡先)

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 1 第 9 8 条第 1 項第 1 号該当→（1）利用の停止 （2）消去 2 第 9 8 条第 1 項第 2 号該当→提供の停止 (理由)
開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
請求者本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他（ ） ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください）	1 本人の状況 （1）未成年者（ 年 月 日生） （2）成年後見人 （3）任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の連絡先（電話番号 ）

法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください	請求資格確認書類 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ）
任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください	請求資格確認書類 1 委任状 2 その他（ ）
※担当課（室）	

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当課（室）	電話番号（ ） — 内線
備考	

教示
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告として（訴訟において山代表者は公立大学法人山梨県立大学理事長となります。）、訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有 保有個人情報の内容	
利用停止をしないことと した理由	
担当課（室）	電話番号（ ） ー 内線
備 考	

教示
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、公立大学法人山梨県立大学理事長を被告として（代表者は公立大学法人山梨県立大学理事長となります。）、訴えの提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

第 年 月 号
日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課（室）	（電話番号 内線 ）
備考	

第 年 月 号
日

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する 法律第 1 0 3 条の規定を 適用する理由	
担当課（室）	（電話番号 内線 ）
備考	

殿

公立大学法人山梨県立大学理事長 印

保有個人情報に係る審議会諮問通知書

年 月 日付けで提起された審査請求については、山梨県個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る決定の内容	
審査請求の内容	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
担当課（室）	電話番号（ ） ー 内線
備 考	